

(別添1)

(お知らせ) 戦没者遺骨のDNA鑑定の実施について

平成29年7月28日

厚生労働省社会・援護局事業課

厚生労働省では、戦没者遺骨のDNA鑑定につきまして、これまで遺留品等からご遺族が推定できる場合に、ご遺族からの申請に基づいて戦没者遺骨とのDNA鑑定を行い、判明した場合、ご遺骨を返還しております。

戦後70年以上を経てご遺族が高齢化されていること等を踏まえ、平成29年度においては、試行的な取組として、ご遺族と思われる方に対し、広報を通じてより広くDNA鑑定の申請を募ることといたします。

具体的には、沖縄県の10地域(※)で収容された戦没者のご遺骨について、ご遺族だと思われる方からの申請を募り、厚生労働省保管資料や申請された死亡場所等の情報に基づき、ある程度戦没者とのつながりが確認できる場合に、DNA鑑定を実施いたします。(記録上の死没場所と実際の死没場所が異なる場合等もありますので、お迷いの方についても、まずはご申請下さい。)

※10地域の名称

真嘉比(那覇市)、幸地(西原町)、大里字高平(南城市)、経塚(浦添市)、前田(浦添市)、伊原(糸満市)、米須(糸満市)、喜屋武(糸満市)、真壁(糸満市)、具志頭須武座原(八重瀬町)

つきましては、DNA鑑定の実施を希望される場合は、別添2「申請手続について」をよくお読みいただいた上で、別添3「DNA鑑定申請書」に記載の上、現在、沖縄県にお住まいの方は沖縄県こども生活福祉部平和援護・男女参画課、沖縄県以外にお住まいの方は厚生労働省社会・援護局事業課にそれぞれに申請書を提出ください。

申請書をご提出いただいた後、改めて実施に係る文書をお送りします。

本DNA鑑定によって多くのご遺骨の身元が特定され、ご遺族に返還できるよう、厚生労働省としても最大限努めているところですが、長期間経過したご遺骨を対象としていることや、技術的な制約もあることから、必ずしもご期待に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、ご不明の点等ございましたら、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 事業課調査第1係
代表番号 03-5253-1111(内線3482)
直通番号 03-3595-2219
(電話受付:月~金 9:30~18:00)